

奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～5年間（R3～R7）の考え方

奥州市

本市の森林面積は58,566ヘクタールで、総面積99,330ヘクタールのうち約6割を占め、このうち国有林は24,075ヘクタール、民有林は34,491ヘクタールです。民有林の人工林率は県平均に比べて高く、約6割が利用可能な林齢に達しています。

市民の森林に寄せる期待は、国土の保全、水源のかん養、公衆の保健に加え、地球温暖化の防止や林産物の供給など多様化しています。森林が持つ多面的機能を発揮していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進していくことが重要となっています。

本市では、森林が持つ多面的機能の発揮に向けて、国や県の補助予算や市の単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、担い手不足、相続による世代交代などから整備の行き届かない森林の増加が懸念されています。このことから、森林環境譲与税を有効に活用して、次の指針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効率的に進めます。

1 森林の整備

本市の森林所有者は、保有5ヘクタール未満の小規模林家が8割を占め、個別の経営では生産効率が上がらないことから、森林施業の集約化や経営委託を進めるため森林経営計画の作成を支援していますが、私有林の認定面積は5%（全国：30%）に留まり、計画的な森林施業が進んでいない状況にあります。

このため、整備が行き届かない森林の所有者に対して、森林経営計画への参画を促進するとともに、意欲と能力のある林業経営者等に森林の経営・管理を委ねるように働きかけます。

また、森林経営計画を作成している森林には、既存の補助を活用した森林整備を一層促進するとともに、既存の補助が活用できない小規模な森林においても、原木供給が持続的に可能となるように、森林環境譲与税を活用した間伐・再造林等の森林整備を推進します。加えて、作業道を持続的に使用できる仕組みを構築し、森林の有する公益的機能を維持する取り組みを進めます。

さらに、人々の暮らしと密接に結びついている里山では、野生鳥獣や森林病虫害等による被害の軽減など、地域住民の生活環境や森林資源の保全を図るための被害防止対策を推進します。

2 担い手確保及び人材育成

県では、森林施業の集約化を促進し森林所有者に代わって森林経営を担う、意欲と能力

のある林業経営体を育成していて、現在、市内の5事業体が認定されています。

今後は就業者の高齢化が進むとともに就業人口の減少により、新規就業者の確保が難しい状況が見込まれます。

このことから、林業従事者の確保・育成のため、関係機関と連携を図りながら、新規就業者の確保、各種資格取得への助成、就業環境の改善など林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めます。

3 木材利用の促進

木材を安定的に供給できる体制整備の構築及び木材取り扱い事業者間の供給体制の組織化を支援するとともに、関係団体等と森林環境譲与税を活用した木材利用を促進します。

また、奥州市産材木材の利用推進指針に基づき、地元産木材を活用した公共施設等の木造化・木質化を推進するとともに、間伐材等を利用した木質資源のエネルギー利用の普及を図ります。

さらに、本市の林業の活性化を図るため、安定供給体制の整備や地域木材の地産地消による需給システムを構築するなど奥州市産材の利用促進を積極的に進めます。

4 森林・林業の理解醸成

森林は、木材の生産や林産物を生産する場だけでなく、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止といった多様な環境保全機能を有しています。森林の持つ多面的機能によりさまざまな恩恵を受けていることから、公共的な財産であるという観点に立ち、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、森林環境譲与税を活用し普及啓発を図ります。

また、幼児期から木製品にふれあう実体験を通して、木材製品の良さや森林の大切さを伝える木育活動により普及啓発を図ります。